

「日本人間関係学会会則」

第1条 (名称)

本会は、日本人間関係学会 (Japan Association of Human Relations: JAHR、以下「本会」という) と称する。

第2条 (目的)

本会は、次のことを目的とする。

1. 様々な背景をもつ人々が共に集い、人間関係の充実・促進・創造を図る。
2. 豊かな人間関係の創造について、学際的研究・交流を深める。
3. 人間関係の危機の回復やよりよい発展を実現できる手掛かりや可能性を探究し、現実の人間生活の発展に貢献する。

第3条 (事業)

本会は、前述の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 日常生活における人間関係の理解を深め、適応能力を開発する事業の開催
2. 人間関係士認定に関わる事業
3. 大会の開催
4. 機関誌その他の刊行物 (ニューズレターなど) の発行
5. 研究会・研修会・講演会・交流会などの開催
6. 他の機関団体との連絡・連携
7. その他、学会の目的を達成するための事業

第4条 (会員)

本会の会員は、人間関係に関心があり、本会の趣旨に賛同する人であれば、理事会の承認を得て、会員となることができる。

会員は、正会員、準会員、賛助会員、講読会員から構成される。

準会員は、学生などの会員を意味し、申し出による。

賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、本事業の財政的援助を与える個人または団体である。

講読会員は、教育研究機関や図書館で、本会の趣旨に賛同し、本会が発行する機関誌等の講読を主とする。

第5条 (入退会)

1. 本会に入会しようとする者は、必要事項を記入した申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得て、会員と認められる。
2. 退会しようとする者は、未納の会費を納入の上、所定の用紙に必要事項を記入し事務局に提出するものとする。
3. 所定の会費を2年以上納入しない者は、理事会の認定を経て、退会を求めることができる。

第6条 (役員)

本会の事業を運営するために、次の役員を置く。

1. 役員
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 2名
 - (3) 常任理事 (理事長・副理事長を除く) 4名
 - (4) 理事 (上記(1)(2)(3)を除く) 若干名
 - (5) 事務局長 1名
 - (6) 監事 2名
2. 理事長は、理事の互選により、本会を代表する。
 - (2) 理事長は、理事から副理事長を任命する。
 - (3) 理事長は、正会員から事務局長を任命する。
 - (4) 理事長は、顧問を置くことができる。
 - (5) 理事長は、会員互選の理事の他に理事 (若干名) を指名することができる。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順位に従って、その職務を代行する。
4. 常任理事は理事の互選による。
5. 理事は正会員の互選による。
 - (2) 理事の定年を満70歳とする。ただし、満70歳の時点で理事である場合には、任期満了まで職務を続けるものとする。
6. 委員会委員は、正会員の互選による。なお、委員長および副委員長は委員の互選による。
7. 監事は正会員の互選により、本会の会計監査をする。
8. 役員の任期は、選任された総会翌日から3年後の総会当日ま

での3年間とし、再任を妨げない。

第7条 (運営)

本会は、次の運営組織をもつ。1. 総会、2. 常任理事会、3. 理事会、4. 委員会、5. 臨時委員会、6. 部会

1. 総会は、本会会員をもって構成し、本会の重要事項を審議する。
 - (2) 総会は、年1回理事長が招集し、開催する。ただし、必要に応じて、臨時総会を開催することができる。
 - (3) 総会の議決は、出席会員の過半数による。
2. 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事、事務局長から構成され、本会の運営・会務の執行にあたる。ただし、事務局長に理事会での議決権はない。
 - (2) 常任理事会は、年4回理事長が招集し、開催する。ただし、必要に応じて、臨時常任理事会を開催することができる。
 - (3) 常任理事会の議決は、出席理事の過半数による。
3. 理事会は、理事長、副理事長、常任理事、理事、事務局長によって構成され、本会に関わる事項を審議する。
 - (2) 理事会は、年4回理事長が招集し、開催する。ただし、必要に応じて、臨時理事会を開催することができる。
 - (3) 理事会の議決は、出席委員の過半数による。
4. 委員会は、機関誌編集、研究、企画財政、人間関係士資格、研修、広報、広報誌、国際交流、倫理、支援活動、会員交流とし、各事業の実務にあたる。
5. 部会は、理事会の承認を得て、各テーマ別に会員が企画・運営する。
6. 地区会は、理事会の承認を経て設立することができる。その運営は、会員の研究と交流を目的とし、以って本会の活性化に寄与するものとする。

第8条 (会計)

1. 本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日とする。決算報告および予算案は、総会における承認、審議により決定される。
2. 本会の経費は、会費、入会金、寄付金、援助金および他の収入とする。
3. 本会の会費は、次の通りとする。

(1) 入会金	2,000円
(2) 正会員の年度会費	7,000円
準会員の年度会費	4,000円
(3) 賛助会員の年度会費 (1口)	10,000円
(4) 講読会員の年度会費	5,000円

第9条 (事務局)

本会の事務局は、千葉県野田市山崎 2641 東京理科大学理工学部教養科川村 (幸) 研究室内に置く。

第10条 (会則改正)

会則改正は、総会出席者の3分の2の承認を必要とする。

附 則

- 附則1. 本会則は1993年11月14日から実施される。
- 附則2. 本会則は1998年11月7日から実施される。
- 附則3. 本会則は2000年10月30日から実施される。
- 附則4. 本会則は2001年9月22日から実施される。
- 附則5. 本会則は2006年4月1日から実施される。
- 附則6. 本会則は2006年10月11日から実施される。
- 附則7. 本会則は2008年4月1日から実施される。
- 附則8. 本会則は2009年10月3日から実施される。
- 附則9. 本会則は2011年11月20日から実施される。
- 附則10. 本会則は2013年11月3日から実施される。
- 附則11. 本会則は2014年10月26日から実施される。
- 附則12. 本会則は2015年11月15日から実施される。